

## お知らせ

### ●社会保険の定時決定について

7 月に行われた社会保険の標準報酬月額の時決定により、9 月分以降の保険料については新しい標準報酬月額が適用されます。また、厚生年金保険の保険料率は現在事業主・個人負担分併せて 18.3%に据え置かれていますので、標準報酬月額に変更があった方のみ、10 月（当月控除事業所は 9 月）に支払われるお給料から控除される社会保険料額が変更となりますので、ご確認お願い致します。

### ●消費税増税に伴う通勤費の変更に關しての注意点

消費税増税によって、電車・バスなどの公共交通機関の運賃・定期代の値上げが予想されます。それに伴い、10 月以降支給される通勤費に変動が生じた場合、社会保険加入者の中には「標準報酬月額変更」の手続きが必要になる方が出てくると思われます。

標準報酬月額変更とは、基本給を始めとする毎月固定的に支払われる「**固定的賃金**」に変動が生じた場合、変更月以降 3 ヶ月間の報酬額から 1 ヶ月平均報酬額を算出し、その額が一定額以上変動していた場合に標準報酬月額の改定を行うものです。そして、通勤費はこの手続きの対象となる「**固定的賃金**」に該当します。

もっとも、2%の増税分通勤費が増額したからといって、それだけで即、標準報酬月額変更手続きが必要になることは少ないと思われます。しかし、通勤費が変わると同じタイミングで、毎月支給している手当（職務手当等）が増えたり、繁忙期に入って残業代が増えたりすると対象となる可能性があるのでご注意ください。例えば、毎月定期代を支給されている従業員の、10・11・12 月の残業代が多くなってしまった場合が挙げられます。

### ●最低賃金の改定について

2019 年 10 月以降、地域別最低賃金が改定されます。支払った賃金が最低賃金未満の場合には、その差額の支払い義務が生じます。また罰則も定められていますのでご注意ください。なお主な地域の最低賃金改定予定額は以下の通りです。

都道府県	東京	神奈川	埼玉	千葉	茨城	群馬
最低賃金額	1,013 円	1,011 円	926 円	923 円	849 円	835 円
発効年月日	01.10.01	01.10.01	01.10.01	01.10.01	01.10.01	01.10.06

※最低賃金は、各事業場（地方営業所、工場等）所在地の賃金が適用されます。  
上記以外に関しては厚生労働省のホームページをご覧ください <https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000537302.pdf>

なお、最低賃金の引き上げに伴う時間給の変更は、標準報酬月額変更手続きの対象となる可能性がありますので、その際はご連絡頂きますようお願い致します。

以上の内容および給与・賞与計算に関するお問合せやご相談は

吉田宏司事務所(03-3274-0656 [y-jimusho@fukusikyokai.com](mailto:y-jimusho@fukusikyokai.com))までご連絡ください。